

大阪市鶴見区役所会計年度任用職員（マイナンバーカード交付関連事務）

採用試験募集要項

1 募集人数

2名

2 業務内容

大阪市鶴見区役所に勤務し、マイナンバーカード交付関連業務に関して、主として次の業務を行います。

- ・マイナンバーカードに関するシステム操作及び窓口や電話での市民説明業務
- ・居宅、入所施設等へ出張し申請者に対する本人確認業務
- ・電子証明書の更新業務
- ・その他、住民票等の住民情報に関する業務

3 応募資格

次のいずれにも該当する者

- ①一般的な事務作業（パソコン操作、電話対応など）のできる方
- ②地方公務員法第16条各号に該当しない方

【地方公務員法第16条（抜粋）】

（欠格条項）

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

（注）日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4 任用期間

令和8年10月1日（木曜日）から令和9年3月31日（水曜日）まで

※再度任用される場合があります。（2回まで、最長で令和11年3月31日）

5 勤務条件等

（1）勤務時間・日数

1日7時間30分、週4日勤務

- ①午前9時から午後5時15分（休憩45分）
- ②午前9時15分から午後5時30分（休憩45分）
- ③午前10時45分から午後7時（休憩45分）

※①②を基本としますが、区役所延長窓口（金曜日）に従事する場合は③の勤務となることがあります。

（２）休日

- ・土曜日及び日曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- ・年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日）
- ・月曜日から木曜日のうち本市が指定する 1 日

※ただし、日曜開庁（毎月第 4 日曜日）など休日に勤務を要する場合があります。

休日に勤務を命じた場合は、他の日に休日を振り替えます。

（３）勤務場所

大阪市鶴見区横堤 5 丁目 4 番 19 号 大阪市鶴見区役所 1 階 窓口サービス課(住民情報)

（４）報酬等

報酬（月額）	176,436 円～196,620 円
期末勤勉手当	213,927 円～238,401 円
年収見込 （10 月～ 3 月）	1,272,543 円～1,418,121 円

※報酬月額は採用されるまでの職歴等により、上記の範囲内で決定されます。

※期末勤勉手当は、令和 8 年度は 1.2125（12 月支給）ですが、再度の任用がされた場合、2 年目以降は 4.65 月分（6 月・12 月支給）となります。（支給日前 6 ヶ月の勤務日数等により支給率が調整されます。）

※上記以外に通勤手当等が支給されます。

※上記報酬等は募集時点のもので、給与改定等により採用時に変更される場合があります。

（５）休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：10 日 付与期間：10 月 1 日（任用日）～ 3 月 31 日（任期満了日）
特別休暇	【有給】 忌引休暇、結婚休暇、産前産後休暇、配偶者分べん休暇、 育児参加休暇、病気休暇、子の看護休暇（※１）、短期介護休暇（※１）、 ドナー休暇、災害等による通勤時の出勤困難な場合 等 （２年目からは夏季休暇も付与されます。） 【無給】 生理休暇、妊娠障害休暇

（６）社会保険

健康保険（共済組合）、厚生年金保険、雇用保険

（７）服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

6 選考方法

口述(面接)試験

7 選考日時及び選考会場

【日時】令和8年9月2日(水曜日)午前10時30分開始(午前10時20分集合)

【場所】鶴見区役所 4階 401会議室

※「受験案内」は送付しませんので、「8 申込方法」により申し込みされましたら、上記の日時・場所にお越しください。

※応募状況により、集合時間等が変更となる場合は、受験者本人あてにお知らせします。

※定型封筒(長型3号)1通に郵便番号、住所、氏名を記載し、110円分の切手を貼付したものを必ずご持参ください。(「選考結果」送付用)

※応募者多数の場合につきましては、複数人での面接となります。

8 申込方法

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。

(1) 申込受付期間

令和8年8月10日(月曜日)から令和8年8月27日(木曜日)

【持参の場合】上記期間の午前9時～午後5時30分

(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)

【郵送の場合】令和8年8月27日(木曜日)必着(当日の消印ではありません)

(2) 提出先

〒538-8510 大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号(鶴見区役所1階)

大阪市鶴見区役所窓口サービス課(住民情報)

※「職員採用試験申込書在中」と朱書した封筒に「(3) 必要書類」の①②を入れて提出してください。

なお、簡易書留(または簡易書留に準ずるもの)以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。また、郵送料金不足の場合は受け付けません。

(3) 必要書類

①大阪市鶴見区役所窓口サービス課(住民情報)会計年度任用職員採用申込書 1通

②申し立て書 1通

※書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

※上記①には過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※上記①および②は本市所定の様式に限りしますので、大阪市鶴見区役所ホームページから取得いただくか、または「11 問い合わせ先」まで受け取りにお越しください。

9 結果の発表

- ・ 合否については、受験者本人あてに通知します。(令和8年9月9日(水曜日)発送予定)
- ・ 合格者は「採用候補者名簿」に試験結果の成績順で登録し、内定者の辞退等で欠員が生じた場合に、成績順に採用します。なお、採用候補者名簿に登録する場合は、その旨を通知します。採用候補者名簿登録期間は名簿登録から令和9年3月31日までとします。

- ・ 合否に関する電話等での問い合わせには応じられません。

10 その他

- ・ この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

- ・なお、提出書類等により取得した個人情報については、職員採用の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。
- ・試験当日、開始時刻に遅刻した場合は受験できません。
- ・選考の結果、適任の方がいない場合は、採用を見合わせる場合があります。
- ・後日応募資格がないこと、申込書ほか提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には、採用を取り消すことがあります。

11 問い合わせ先

大阪市鶴見区役所窓口サービス課（住民情報）

【担当：山腰・中村】 電話（０６）６９１５－９９６３

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。が、心得たうえで、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第４条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第８条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

２ 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと